

第一百五十六回国会
衆議院

青少年問題に関する特別委員会議録 第七号

平成十五年五月十五日(木曜日)
午後三時開議

出席委員

委員長 青山 一三君

理事 馳 浩君 理事

理事 松宮 勲君 理事

理事 水島 広子君 理事

理事 福島 豊君 理事

理事 小野 晋也君 理事

理事 太田 誠一君 理事

理事 川崎 二郎君 理事

理事 左藤 章君 理事

理事 保利 耕輔君 理事

理事 大石 尚子君 理事

理事 小宮山洋子君 理事

理事 石井 郁子君 理事

理事 山谷えり子君 理事

國務大臣 (國家公安委員会委員長) 谷垣 稔一君

政府参考人 (警視庁生活安全局長) 濑川 勝久君

政府参考人 (総務省総合通信基盤局長) 有富寛一郎君

政府参考人 (総務省政策統括官) 清水 英雄君

政府参考人 (衆議院調査局青少年問題に
関する特別調査室長) 石田 俊彦君

委員の異動
五月十五日

辞任 上川 陽子君 换入選任 左藤 章君

同日 辞任 左藤 章君

補欠選任 上川 陽子君

石毛 瑛子君 小宮山洋子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案(内閣提出第一〇三号)

○青山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁生活安全局長瀬川勝久さん、総務省総合通信基盤局長有富寛一郎さん、総務省政策統括官清水英雄さんの出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○青山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○青山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○青山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水島広子さん。

○水島委員 民主党の水島広子でございます。

本日も、谷垣大臣に質問をさせていただきます。きょうは二十五分間という限られた時間でございます。聞きたいことはまだたくさんございますので、ぜひ大臣も、多くのことを聞けますように御協力をいただければ幸いです。

さて、この法案では、もちろんここは青少年問題特別委員会ということでおざいますし、やはり子供たちが、実際にこの法案が成立していったときどのように扱われるかということをきちんと

検証しておかなければいけないと私は思います。この法案の六条に違反した子供たちは、実際に具体的にどういう経路をたどっていくことになりますでしょうか。簡単にお答えいただければと思います。

○谷垣国務大臣 まず、この六条の規定に違反しまして、「少年の健全な育成を期する精神をもつて当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配意すること。」これがまず捜査の基本でありますね。そして、身柄の拘束につきましては、犯罪捜査規範において、少年についてはなるべくこれを避けることと規定されておりまして、やむを得ない場合を除いて、任意捜査の方法によるというふうにしております。

それから、この法案第六条違反は罰金以下の刑に当たりますので、少年法でも、それ以上重くなるべくこれを避けることと規定されておりまして、やむを得ない場合を除いて、任意捜査の方法によるというふうにしております。

そこで、事件を受理した家庭裁判所では、調査、審判が行われまして、保護処分あるいは児童福祉法の措置などが行われるということになります。それで、保護処分の中には、保護観察とか、児童自立支援施設または児童養護施設へ送致する、それから少年院送致というのも含まれております。なお、家庭裁判所において、審判不開始とか不処分ということもあるわけであります。そういう場合でも、訓戒とか保護者との面接、進路指導といった保護的措置が適宜行われることになります。

いざなふに行われているか、本当に今の人員でできるのか、また、このたび人事訴訟法も成立するところ含めまして、裁判所で適切な措置、処遇を判断していただくということになります。

○水島委員 本当はそれが家庭裁判所で実際どういうふうに行われているか、本当に今の人員でできるのか、また、このたび人事訴訟法も成立するところ含めまして、裁判所で適切な措置、処遇を判断していただくことになります。

○水島委員 子供が問題行動を起こすときには、生育環境の問題だけではなく、精神障害など可能性も当然考えなければならないわけでござりますし、精神障害のときのその発現の方法、表現方法というのが大人の場合と随分違っていることもあります。子供の問題行動の裏に精神障害などの可能性が考えられますときには、どういう対応がなされますでしょうか。

○谷垣国務大臣 先ほども申しましたように、まず、少年法の規定で家庭裁判所に送致されるわけですが、精神障害等がある場合には、これを受けた家庭裁判所の調査、審判の過程においてこのことが勘案される。例えば医療措置を行うことが適当であるとして審判不開始とするというようなことも含めまして、裁判所で適切な措置、処遇を判断していただくことになります。

○水島委員 本当はそれが家庭裁判所で実際どういうふうに行われているか、本当に今の人員でできるのか、また、このたび人事訴訟法も成立するところ含めまして、裁判所で適切な措置、処遇を判断していただくことになります。

○青山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水島広子さん。

○水島委員 民主党の水島広子でございます。

本日も、谷垣大臣に質問をさせていただきました。きょうは二十五分間という限られた時間でございます。聞きたいことはまだたくさんございますので、ぜひ大臣も、多くのことを聞けますように御協力をいただければ幸いです。

いざなふに行われているか、本当に今の人員でできるのか、また、このたび人事訴訟法も成立するところ含めまして、裁判所で適切な措置、処遇を判断していただくことになります。

本来、私も理事会で当初求めておりましたように、法務委員会との連合審査を行いまして、きちんと裁判所の現状を伺うべきだったなと思っています。

本来、家庭裁判所におきまして、本当にこれだけのことをきちんとやっていかなければなりませんけれども、実際のところは、かなり人員の大

変さですかとかいろいろな問題がございまして、どうも現場では必ずしも理想的に対応できていないというような情報も得ておりますので、そんな中、このような法案を提案される以上は、きちんとそのあたりまでせひ話し合っていただきまして、連携をとっていただきたいと思っております。

さて、先日の委員会で、大臣は、書き込んではいけないという規範を示すことは間違っていないと答弁をされております。私も、規範を示すことには結構だと思いまして、だからこそ、この法案の第六条で、誘引行為をしてはいけないということが法律上明確に禁止されているわけございません。これについては、内容、細かな点はございませんけれども、こういった規範を示すということは、私は結構なことだと思います。

それであれば、第十六条の罰則規定について、児童を適用除外としてもよいのではないかと思いまます。個別のケースによっては、第六条の違反行為を繰り返すなどによって、少年法第三条の虞犯少年として家庭裁判所の審判に付されて保護処分の対象となることもあります。児童を適用除外としてもよいのではないかと思いまして、この法案の精神を生かすのであれば、個々のケースによって現状に合った多様な対応をすることができるよう、むしろ第十六条を児童に對して適用除外として、第六条の違反行為をした児童については、関係行政機関の連携のもとでの適切な指導等を行うとした方がよいのではないかでしょうか。そのように法案を修正することはできませんか。

○谷垣国務大臣 できるだけ簡潔にお答えいたしますが、要するに、今まで出会い系サイトの危険性等につきましては、警察でも広報啓発、あるいは事業者もいろいろ自主規制をやってきましたけれども、にもかかわらず、いわゆることで言う不正誘引がはんらんしまして、結果としていろいろな児童が危害、犯罪に巻き込まれる、被害者になるというケースが多くて、また児童の健全な育成にも重大な障害となっている。

それで、先ほど申し上げたような規範を定立したわけですが、委員の御批判のポイントですが、これまでの広報啓発あるいは自主規制というようなもので禁止するだけで実効が上がるとは考えられないので、やはり実効性を考えますと、こういう手段が必要なのではないか。

それから、もう一つ、今おっしゃった家庭裁判所の機能が十分かどうかという御議論は別途あるでは、いわば法的な仕組みとして、あるいは行政として、書き込みをしてこういう場に巻き込まれていく子供たちに何をし得るかという手段がなかなかないということが現実にござります。やはりこういう手段を講じますと、家庭裁判所は、陣容が十分かどうかはまた別の議論でございますが、心理学者を専攻した調査官などのシステムをあそこは持っておりますので、やはりそういう仕組みで立ち直りの機会を与えることができるのじゃないか。

それから、虞犯とかそういうものを使用者の対象となることもあり得るわけございます。ストックホルム宣言の精神を生かすのであれば、個々のケースによって現状に合った多様な対応をすることができるよう、むしろ第十六条を児童に對して適用除外として、第六条の違反行為をした児童については、関係行政機関の連携のもとでの適切な指導等を行うとした方がよいのではないかでしょうか。そのように法案を修正することはできません。

○水島委員 と申しますのは、名古屋高裁の判例がありまして、一般的、抽象的に刑罰法令に触れるおそれがあるというだけでは実は虞犯少年の扱いができるませんで、ある程度具体性を持った犯罪の蓋然性があることが必要だとされております。ということは、つまり、児童の不正誘引をするということが犯罪化されていて初めて、その犯罪を犯すおそれがあるから虞犯ということが出てくるわけでありまして、そういう刑罰なしに、不正誘引行為のみをとらえて虞犯少年として扱うことは、実は、実際上できない仕組みになっているというふうに理解しております。

○水島委員 ちょっと、私、法律が専門でないの

し児童は除くというような構成になつていても、その蓋然性が高いという場合に虞犯という扱いはできないんでしょうか。これは局長でも結構です。

○瀬川政府参考人 現実に少年の当該行為についてそれが犯罪になつていいこととありますけれども。

○瀬川政府参考人 今大臣の答弁のとおり、これが犯罪を起こす

おそれがあるということにはならないだろうといふうに考えられます。

○瀬川政府参考人 そこで私がおっしゃるように、私はまた研究させていただきたいと思いますけれども、

○瀬川政府参考人 おふうに考えられます。

○瀬川政府参考人 そこで私がおっしゃるように、私はまた

いったことに関してはいかがですか。

○谷垣国務大臣 裁判所の仕組みのあり方まで行

政府にいる私が今御答弁をすることはちょっと出過ぎたことで、むしろ国会等で仕組みのあり方としては御議論をいただくべきことかと思いますが、も

まだ固まつたものではありませんが、子供の人格というのを犯したからすぐ刑罰にかけるというようなことはよくない。もう少し総合的に、子供を保護し、育成していくためにどうあるべきかという観

点からくらべた組織でございますので、そのあ

ど私が提案を申しました関係行政機関の連携のもとで、そのようなとき頭にござりますのは、児童相談所とかそういうところがあるわけですが

から問題に思つてまいりまして、もちろん、先ほど問題を抱えているというときに、本当にそれをトータルに受け入れるような、ある程度専門的な知識を持ったところで、人員がきちんと豊富にあ

る、そんなところがないというのは、私もかねてから問題に思つてまいりまして、もちろん、先ほど私が提案を申しました関係行政機関の連携のもとで、そのようなとき頭にござりますのは、児童相談所とかそういうところがあるわけですが

れども、結局、今までは、罪を犯す、十分に悪

いことをした子供であれば家裁でトータルなケア

が専門家のもとで受けられるけれども、自分が虐待の被虐者になった程度の子供であれば、いつまでも通い続けられるかわからない、専門家がどれだけいるかというと、とてもそんな状態ではないとい

うことです。

○水島委員 繼続したケアが必要な子供たちの場合、むしろ、その本人に非があるか否かを問わずに、確かに、本人が悪いことをしていい、虐待の被害者であってケアを受けに通わなければいけないのに親がなかなかそれをさせないと、子供の場合、かなり親子の力関係の中で、子供には意思があつてもなかなか行けなかつたりといふこともございまますから、むしろその受け入れ体制をどこかにきちんとつくっていく。今大臣の頭にあります家裁をむしろそういう子供の権利を守るセンターとして、それも罪を犯した犯していないにかかわらず、子供をきちんと支えていくような場所として

活用していくという根本的に政策転換をしていくことを突き詰めてまいりますとまた時間が

とても長いのではないかと、今大臣の御答弁を伺つていて思つたわけでございますけれども、そう

先ほど、大臣は、今まで広報啓発に努めてきたけれどもだめだ、だから罰則をつけないと実効性がないんじゃないとかおっしゃいました。ところが、私は、この広報啓発が十分だとはとても思えません。

例えば、学校分野で出会い系サイトについてちゃんと教育されているかというと、全然足りないというような意見がたくさん寄せられているわりです。教育しているところがあるとしても、それは、出会い系サイトには行かないようにしようと先生がどこかで述べた、子供たちは、一出会へ系サイトへいっちゃうから、

上の少年に有害なコンテンツ対策研究会というのを設けまして、そこで議論をしているところでありますので、今後とも、そこで積極的な御議論をお願いしたいと思っております。

○水島委員 これはインターネットに限らず、メディアリテラシーというのは日本の教育に決定的に欠けているポイントであるということを前から私も主張しておりますけれども、ぜひ、適宜その御議論の経緯をまた御説明いただけますように、警察庁の皆様にはお願いを申し上げたいと思いま

堂をされているわけでござります。
これから新たに子供たちに新しい罪を科していくということでござりますから、法律をつくるのは簡単ですけれども、実際にそこを通ってくる子供たちを支えていく場所を充実させていかないと、先ほど家庭裁判所のことは申しましたけれども、こういう自立援助ホームのようなところに関しましても抜本的に拡充していくという覚悟がなければ、私はこんな法律はつくってはいけないと 思います。そのような議論は厚生労働省とはなさいましたでしょうか。

も、この法案の中で、ちょっと根本的な質問になりますけれども、ここで、そもそもなぜ書き込みを罰するのか、書き込みがいけないとされるのかということを改めて御答弁いただけますでしょうか。

○谷垣国務大臣　法案では不正誘引と言つておりますけれども、これは大体三通りぐらいあるんですね。

一つは、不正誘引を行う、書き込む、またはその書き込みに応じた子供たちが児童買春とかそのほかの犯罪の被害者となる直接のきっかけとなつ

ねじ合ひをもつたハートでとんでもののなんたるう
行かないって何だらう、それにぶつかっちゃった
とき、どうしたらしいかも教えてくれない。そん
なことで、一体、子供に対する教育として十分な
んだろうかと。

また、他省庁との連携という意味では、実は、厚生労働省などの連携も、この問題を考えるに当たって極めて重要でございます。いろいろと子供がその後どういうところに行くかという中で、例えば自立援助ホームなどというところは非常に重要な役割を担っているところでございます。

大臣は、いろいろ子供の問題にお詳しい大臣でござりますので、十分な知識をお持ちだとは思いますけれども、実際、自立援助ホームというのには、本当に善意の人間が、例えば自分の自宅などで本当に行き場のない子供たちを引き取って、そこで生活の場を与えている。

それまで、一度も大人を信頼したこともない、

○谷垣国務大臣 厚生労働省とは、事前に、この法案を準備しますときに、自立支援施設の収容能力とか今の環境等については必ずしも議論があつたわけではありません。また、私も、今の職責から児童自立支援施設の収容能力等についてお答えする立場でもないわけですが、今問題としているネットを利用したものではなく、いわゆる非行少年が保護処分になつた後どこで面倒を見てもらつているかという場合には、今委員がおっしゃった児童自立支援施設等は必ずしも十分でないのかも知れません。多くは、保護観察というのが非常にウエートが多くなっている、私の手元の資料ではそうなつております。

ている。その中には、随分悲惨な事件に巻き込まれてしまう危険性があるということですね。「一番目は、不正な誘引が出会い系サイトで公然と行わっている」ということで、児童の性的商品化を助長する非常に大きな要素になつていて「それから三番目に、子供の側から、書き込みを見た子供が出ますと、何だ、みんなやっているんだというような、ちょっと言葉は悪いかもしだいけれども、ほかの子供たちを巻き込む、助長するといいますか、そういうおそりがある。要するに、不正誘引が公然と行われることに問題があるというふうに考えております。○水島委員 今の、性的商品化を助長するとか、

る上で非常に重要なポイントだと思います。悪いと知らされていないで突然罰せられるなんということは、あっていいわけはないわけでありまして、悪いということを繰り返し繰り返し教えられて、そしてその意味を知っていくということが子育ての基本にあると思いますけれども、今回この法案を提出されるに当たって、文部科学省との連携はいかがだったんだでしょうか。

○谷垣 国務大臣 この法案の検討段階そのものでは、委員のおっしゃったインターネットリテラシーーということの関係で文部科学省から特段の御意見をいただいたわけではありません。

ただ、警察と文部科学省の間で、今おっしゃつたインターネットリテラシーーというんでしようか、その重要性がありますので、インターネットツ

一度も家族で一緒に食事をとったことがない、あるいは虐待をされ続けてきた子供、行ってらっしゃいと言つてうちを送り出された記憶もない子供、そういう子供を最初引き取りまして、さまざまな問題行動を繰り返し、殴られたりけられたりすることもありながら、そんな中で、それこそ規範を教え、愛情を与え、人を信頼するという気持ちをきちんと植えつけていくと、それが自立援助ホームの役割であるわけです。

私の身近にも、大変よい自立援助ホームがござります。一生懸命やつていらっしゃいます。でも、子供たちは大きくなりますし、人数もふえてきますので、建物が手狭になつて、もうちょっとちゃんとした建物に移りたいと思っても、寄附金が思うようを集めなくて、大変な苦労をして運

○水島委員 虐待を受けた子供ですか、いろいろと家に問題があつて問題行動を繰り返してしまふ子供ですか、一度引き離してその後もう一度ちゃんと親子関係をきちんとして家に戻すんだとか、保護観察しながらあればそここの家で暮らせるんだとか、いろいろ考えがちなんですけれども、実際にはそんなふうにも機能できない親がかなりたくさんいますので、そういった受け皿は本当にきちんと充実させていかなければいけないと、ということを、ぜひ、この法案の審議を機に谷垣大臣にも御関心を持っていただきまして、その実態がどうなっているかということを厚生労働省、また法務省などとも力を合わせて御検討をいたただければとお願ひ申し上げます。

ほかの子供を巻き込む可能性があるとか、そういったことは理解できます。ただ、最初におっしゃった、それが被害者となる直接のきっかけになるということ、これは前から私もどういう理屈だろう、おっしゃっていることはわかるんですけども、法的にどうなんだろうかということをずっと頭をひねってきたところなんです。

前回の審議で確かに大臣がそのようなことをおっしゃつておりまして、それに関して、先日来ていただきました法務省の刑事局長が、この委員会におきまして、「大臣がそこまでおっしゃつているかどうか、ちょっとよく、そういうことではないのではないかという気もいたしますが、本法案におきましては、インターネット異性紹介事業を利用しても児童性交等の相手方となるよう誘

も、この法案の中で、ちょっと根本的な質問になりますけれども、ここで、そもそもなぜ書き込みを罰するのか、書き込みがいけないとされるのか、ということを改めて御答弁いただけますでしょうか。

○谷垣国務大臣 法案では不正誘引と言つておりますけれども、これは大体三通りぐらいあると思うんですね。

一つは、不正誘引を行う、書き込む、またはその書き込みに応じた子供たちが児童貿春とかそのほかの犯罪の被害者となる直接のきっかけとなっている。その中には、随分悲惨な事件に巻き込まれてしまつ危険性があるということですね。「一番目は、不正な誘引が出会い系サイトで公然と行われているということで、児童の性の商品化を助長する非常に大きな要素になつてゐる」ということが言えると思います。それから三番目に、子供の側から、書き込みを見た子供が出来ますと、何だ、みんなやっているんだというような、ちょっと言葉は悪いかも知れないけれども、ほかの子供たちを巻き込む、助長するといいますか、そういうおそれがある。要するに、不正誘引が公然と行われることに問題があるというふうに考えております。

○水島委員 今の、性の商品化を助長するとか、ほかの子供を巻き込む可能性があるとか、そういったことは理解できます。ただ、最初におっしゃった、それが被害者となる直接のきっかけになるということ、これは前から私もどういう理屈だろう、おっしゃっていることはわかるんですけども、法的にどうなんだろうかということをずっと頭をひねってきたところなんです。

前回の審議で確かに大臣がそのようなことをおっしゃつておりまして、それに関して、先日来ていただきました法務省の刑事局長が、この委員会におきまして、「大臣がそこまでおっしゃつているかどうか、ちょっとよく、そういうことではないのではないかという気もいたしますが、本法案におきましては、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう誘

引する行為等を罪としておりますのは、当該児童についての犯罪被害を防止することを一義的に考へてゐるのではなく、児童一般を性的行為の対象とする社会的風潮を助長し、ひいては児童一般が児童買春等の犯罪に巻き込まれることを防止するためであると承知しております、「答弁をされ

ております。

恐らく、今大臣がおっしゃった二点のうち後の方だけを刑事局長が答弁しているよう

であります。

二点の方だけを刑事局長が答弁しているよう

でありますけれども、今回の、この書き込むこと

を罰するということ、その根拠に関しまして、警

察廳と法務省との間でもしかしたらすがあるの

ではないかと私、前から感じてきたんですねけれども、確かに、警察庁は事前に私たちのところに来

て説明してくださったときにも、保護法益はと聞

きますと、子供が殺人事件など凶悪犯罪に巻き込

まれないようにと説明してござりました。

実は、今大臣がおっしゃった二点目と二点目に

関しましては、御説明がありましたのは、私は、

この審議が始まってからにわかに出てきたように記憶しておりますが、最初から、とにかく子供が

こういう事件に巻き込まれないようによくいふことを一貫して説明されてきました。より大きな被害

を防ぐために事前の段階で罰則をかけるのだ、そ

ういうことも説明してござっていました。

本当に法務省との間に立法の根拠といいます

か、こういった保護法益に関しての見解の相違は

ないんでしょうか。

○谷垣国務大臣 この間は樋渡刑事局長が答弁されたと思いますが、直接私自身が法務省と議論をしたわけではありませんので、議論の経過は事務

当局の方がよくわかると思いますが、私は、法務

大臣とは本会議場の議席が隣でございますので、

よくこの問題はかなり議論をいたしておりまし

て、そこがあるというふうには考えておりませ

ん。

要は、多分樋渡刑事局長のおっしゃったこと

も、個々の児童の生命とか的な自由とかいうも

のが保護法益というのではなくて、要するに、イ

ンターネットを利用する子供たちが先ほど申し上げたような危険に引きずり込まれていく一般的なおそれといいますか、そういうものを今回の法律によって守ろうとしているところだろうと思いま

す。

樋渡さんは、そのことを少し私よりも強調され

たのか、あるいは、もっとよく言えば私よりも

はっきりおっしゃったのかなというふうに思いま

す。

樋渡さんは、そのことを少し私よりも強調され

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

えは非行防止教室といったものを各学校等に赴いてやつておりますけれども、こういった中で、児童に対しても、こういったものを活用しながら、具体的に、教育といいますか、広報といいますか、啓発をしてまいりたいと考えております。

それから先ほどの水島議長の御講話の中にございましたが、関係省庁、文科省等でございますけれども、協力いたしまして、子供たちがインターネットを適切に利用、活用していくための必要な情報モラルとでもいいましょうか、そういうものの育成についての指導内容、方法について、各種の指導資料をつくりまして、これを普及することによって子供たちのそういうたりテラ

いると思うんですね。そもそも、やってはいけないこととして、およそインターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトを児童は利用してはいけないわけでありますけれども、それが不正誘引行為に当たらなければ罰は受けないというような、じゃ、不正誘引行為は何かというと、かなりややこしい構成になっていますので、もし児童を罰するというのであれば、それはかなり徹底的に、どういうときにも罰せられるかを児童に対しても、すべての児童がわかるような、まさにそういう広報啓発をやらなければ、これはやはり法の運用としてフェアでないと思うのです。

しかし、私 警察を所管する大臣になりて、教育啓発だけで罪が防げれば本当にう いんですけれども、なかなかそうはまいり ん。
そこで、もう一つは、事業者規制みたいな で、子供がそういう場に巻き込まれないよう きるだけしていこうということで事業者規制 ているわけですが、これは、先ほども委員が しゃいましたように、この表示といいますか 険性まで全部周知徹底するようにさせるとか ろいろな手段はあり得ると思いますし、工夫 ちょっとと不可能なわけですね。そうしますと

児 申 余 い 危 おわつ ば、やはり児童買春をする側、買う側に対する取り締まり、罰則、そういうところを中心には社会全体のあるいは地域の環境、そういった総合的な施策によって、そういう事件に至らないよう、政府を挙げて取り組んでいくことが筋であって、教育啓発というのがその中でも非常に重要だと思うのです。

シ－といいますか、その向上に努めていく、こういったことを考えております。

○達増委員 この教育及び啓発ということ、先ほども水島委員の質問の中で広報啓発ということについて議論がありましたがれども、非常に決定的に重要ななんだと思います。

どうか、実効性上がるよう努力して各委員

いると思うんですね。そもそも、やってはいけないこととして、およそインターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトを児童は利用してはいけないわけでありますけれども、それが不正誘引行為に当たらなければ罰は受けないというような、じゃ、不正誘引行為は何かということ、かなりややこしい構成になっていますので、もし児童を罰するというのであれば、それはかなり徹底的に、どういうときに入罰せられるかを児童に対しても、すべての児童がわかるような、まさにそういう広報啓発をやらないと、これはやはり法の運用としてフェアでない、法治主義のあり方としてフェアでないと思うのです。

もし、それだけ徹底して、こういうことをしたら罰せられるというのを広報啓発あるいは教育啓発していくだけのエネルギーを割くのであれば、そもそも、およそインターネット異性紹介事業を利用してはならないということで、徹底的に教育啓発をしていくことで、その危険性も含めて、児童バリアフリーにしていくべきだ。これはもちろん、

しかし、私、警察を所管する大臣になりますて、教育啓発だけで犯罪が防げれば本当にうれしいんですけども、なかなかそうはまいりませ
ん。

そこで、もう一つは、事業者規制みたいなもので、子供がそういう場に巻き込まれないようにで
きるだけでいいこと、事業者規制をしているわけですが、これは、先ほども委員がおっしゃいましたように、この表示といいますか、危
険性まで全部周知徹底するようにさせるとか、いろいろな手段はあり得ると思いますし、工夫の余
地もあると思うんですが、結局、利用者の自主申告に基づく年齢確認措置を超えるということは、ちょっとと不可能なわけですね。そうしますと、児童の利用を完全に防止するということまでは、なかなか期しがたいということがあろうかと思いま
す。そういうことで、不正誘引を禁止する利用者規制を設けたわけであります。

それから、先ほど水島委員にもお答えいたしま
したけれども、いろいろ今まで教育啓発とか自
己規制で、つづけてお話をうながしていきま
す。

児童買春その他の犯罪が発生し得るので、そこから児童を保護することが目的であります。

凶悪犯罪につながる可能性もあるんですが、例として多いのは児童買春そのものですね。であるば、やはり児童買春をする側、買う側に対する取り締まり、罰則、そういったところを中心に、さらには社会全体の、あるいは地域の環境、そういった総合的な施策によって、そういう事件に至らないよう、政府を挙げて取り組んでいくことが筋であって、教育啓発というのがその中でも非常に重要なことです。

大人たちがさまざまな形で努力と工夫を重ねて児童を保護していかなければならない。それがうまくいかないときの責任を、大人たちが一部責任を放棄して児童に対して責任を負わせる形、罰則を与えるということで児童に対して責任を問うて、いうのは、大人社会の責任放棄じゃないかと思うのではないか。知らない人についていった結果児童買春その他の犯罪が発生し得るので、そこから児童を保護することが目的であります。

いうことを、これは警察庁のみならず、文部科学省でありますとか、ＩＴ推進本部でしたか、こういう高度情報通信社会のあり方について取り組んでいる中でも、一つは総理を先頭にして、内閣官房で

いると思うんですね。そもそも、やってはいけないこととして、およそインターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトを児童は利用してはいけないわけでありますけれども、それが不正誘引行為に当たらなければ罰は受けないというような、じゃ、不正誘引行為は何かというと、かなりややこしい構成になっているのですので、もし児童を罰するというのであれば、それはかなり徹底的に、どういうときにも罰せられるかを児童に対しても、すべての児童がわかるような、まさにそういう広報啓発をやらないと、これはやはり法の運用としてフェアでない、法治主義のあり方としてフェアでないと思うのです。

もし、それだけ徹底して、こういうことをしたから罰せられるというのを広報啓発あるいは教育啓発していくだけのエネルギーを割くのであれば、そもそも、およそインターネット異性紹介事業を利用してはならないということで、徹底的に教育啓発をしていくことで、その危険性も含めて、児童が利用してはいけないのだと。これは違法じやんないからやるんだ、みんながやっているからやるんだ、こういったことを防ぐことができると思うのです。

しかし、私、警察を所管する大臣になりまして、教育啓発だけで犯罪が防げれば本当にうれしいんですけども、なかなかそうはまいりません。そこで、もう一つは、事業者規制みたいなもので、子供がそういう場に巻き込まれないようにしているだけにしていこうということで事業者規制をしているわけですが、これは、先ほども委員がおっしゃいましたように、この表示といいますか、危険性まで全部周知徹底するようにさせるとか、いろいろな手段はあり得ると思いますし、工夫の余地もあると思うんですが、結局、利用者の自主申告に基づく年齢確認措置を超えるということは、ちょっとと不可能なわけですね。そうしますと、児童の利用を完全に防止するということまでは、なされたけれども、いろいろ今まで教育啓発とか主規制をやってきたわけですが、結果として、出会い系サイトの利用を機に凶悪な犯罪に巻き込まれるという事例もふえてきている。そうすると、やはりそこは、単に禁止ということだけではなく規制を設けたわけであります。

児童買春その他の犯罪が発生し得るので、そこから児童を保護することが目的であります。

凶悪犯罪につながる可能性もあるんですが、例として多いのは児童買春そのものですね。であれば、やはり児童買春をする側、買う側に対する取り締まり、罰則、そういうたとえを中心に、さらには社会全体の、あるいは地域の環境、そういった総合的な施策によって、そういう事件に至らないよう、政府を挙げて取り組んでいくことが筋であって、教育啓発というのがその中でも非常に重要な点だと思うのです。

大人たちがさまざまな形で努力と工夫を重ねて児童を保護していくなければならない。それがうまくいかないときの責任を、大人たちが一部責任を放棄して児童に対して責任を負わせる形、罰則を与えるということで児童に対して責任を問うとういふのは、大人社会の責任放棄じゃないかと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、そういういろいろな他の手段、刑罰に至らない、よりいわば間接的な手法で子供をこういう場に近づけないことに成功す

挙げてこういう教育啓発に取り組んでいかなければならぬんだと思います。

いると思うんですね。そもそも、やってはいけないこととして、およそインターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトを児童は利用してはいけないわけでありますけれども、それが不正誘引行為に当たらなければ罰は受けないというような、じゃ、不正誘引行為は何かというと、かなりややこしい構成になっていますので、もし児童を罰するというのであれば、それはかなり徹底的に、どういうときに罰せられるかを児童に対しても、すべての児童がわかるような、まさにそういう広報啓発をやらないと、これはやはり法の運用としてフェアでない、法治主義のあり方としてフェアでないと思うのです。

もし、それだけ徹底して、こういうことをしたら罰せられるというのを広報啓発あるいは教育啓発していくだけのエネルギーを割くのであれば、そもそも、およそインターネット異性紹介事業を利用してはならないということで、徹底的に教育啓発をしていくことで、その危険性も含めて、児童が利用してはいけないのだと。これは違法じゃないからやるんだ、みんながやっているからやるんだ、こういったことを防ぐことができると思うのです。

そのような教育啓発の効果ということと、また、事業者に対するこの法律はかなり規制を設け、罰則も設けているわけでありますし、また、この第六条の不正誘引行為の禁止規定、児童に对しても当てはまるわけでありますけれども、この

しかし、私 警察を所管する大臣になりまし て、教育啓発だけで犯罪が防げれば本当にうれしいんですけれども、なかなかそうはまいりませ ん。

そこで、もう一つは、事業者規制みたいなもので、子供がそういう場に巻き込まれないようにで きるだけしていこうということで事業者規制をして いるわけですが、これは、先ほども委員がおっしゃいましたように、この表示といいますか、危 險性まで全部周知徹底するようにさせるとか、いろいろな手段はあり得ると思いますし、工夫の余地もあると思うんですけど、結局、利用者の自主申告に基づく年齢確認措置を超えるということは、ちょっとと不可能なわけですね。そうしますと、児童の利用を完全に防止するということまでは、な かなか期しがたいということがあろうかと思いま す。そういうことで、不正誘引を禁止する利用者規制を設けたわけであります。

それから、先ほど水島委員にもお答えいたしましたけれども、いろいろ今まで教育啓発とか主規制をやってきたわけですが、結果として、出会い系サイトの利用を機に凶悪な犯罪に巻き込まれるという事例もふえてきている。そうすると、やはりそこは、単に禁止ということだけではなくて、これは子供だけを罰しようというわけではも ちろんございません。だれもがこういう危険性のある行為をしてはならぬということで、一般的な 禁止を定立して、そこに一般的な形で刑罰を科していこう。子供の保護というのは、先ほどから御

ないよ」というときに、知らない人についていくと、児童を保護することが目的であります。

凶悪犯罪につながる可能性もあるんですが、例として多いのは児童買春そのものですね。であれば、やはり児童買春をする側、買う側に対する取り締まり、罰則、そういうたところを中心に、さらには社会全体の、あるいは地域の環境、そういう総合的な施策によって、そういう事件に至らないよう、政府を挙げて取り組んでいくことが筋であって、教育啓発というのがその中でも非常に重要なところです。

大人たちがさまざまな形で努力と工夫を重ねて児童を保護していくなければならない。それがうまくいかないときの責任を、大人たちが一部責任を放棄して児童に対して責任を負わせる形、罰則を与えるということで児童に対して責任を問うていうのは、大人社会の責任放棄じゃないかと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、そういういろいろな他の手段、刑罰に至らない、よりいわば間接的な手法で子供をこういう場に近づけないことに成功すれば私はそれはいいんだろうと思うのです。

ただ、今、児童買春そのものを取り締まるということをおっしゃいましたけれども、この強烈な手法は、児童買春、児童ポルノ法というのをやつていただきましたね。あれはやはり日本の法律の

含めて成立した場合を考えますと、法の不知、違法だということを知らないことはその罪を免れる理由にはならないというのは、これは法律の基本なんですねけれども、児童でありますから、十八歳未満の児童の場合、官報を読んだりはまずないと思いますし、新聞も、きちんと読む人もいれば全然読まない人もいるでしょう。テレビのニュースを見ない人たちもいると思います。そういう中で、何をしたら罰せられるかということについて、この法律は、やはりかなりやっくなつて

いると思うんですね。そもそも、やってはいけないこととして、およそインターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトを児童は利用してはいけないわけでありますけれども、それが不正誘引行為に当たらなければ罰は受けないというような、じゃ、不正誘引行為は何かというと、かなりややこしい構成になっていますので、もし児童を罰するというのであれば、それはかなり徹底的に、どういうときにも罰せられるかを児童に対しても、すべての児童がわかるような、まさにそういう広報啓発をやらないと、これはやはり法の運用としてフェアでないと思うのです。

もし、それだけ徹底して、こういうことをしたら罰せられるというのを広報啓発あるいは教育啓発していくだけのエネルギーを割くのであれば、そもそも、およそインターネット異性紹介事業を利用してはならないということで、徹底的に教育啓発をしていくことで、その危険性も含めて、児童が利用してはいけないのだと。これは違法じやないからやるんだ、みんながやっているからやるんだ、こういったことを防ぐことができると思うのです。

そのような教育啓発の効果ということと、また、事業者に対するこの法律はかなり規制を設け、罰則も設けているわけでありますし、また、この第六条の不正誘引行為の禁止規定、児童に対してはまるわけでも、この禁止規定というものがあれば、児童に対する刑罰を設けなくともかなりの効果が期待されると思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 今、達増さんがおっしゃいましたように、教育啓発は基本的に大事だと思います。五条の規定はそこにあるわけですがれども、特に子供に対して、子供ですからまさか官報を読むわけもないわけで、この法律の内容が理解を得られるような工夫が基本的に必要だと私は思いま

そこで、もう一つは、事業者規制みたいなもので、子供がそういう場に巻き込まれないようにでいるだけにしていこうということで事業者規制をしていました。しかし、私、警察を所管する大臣になりますと、教育啓発だけで犯罪が防げれば本当にうれしいんですけれども、なかなかそうはまいりません。地もあると思うんですが、結局、利用者の自主申告に基づく年齢確認措置を超えるということは、危険性まで全部周知徹底するようにさせるとか、いろいろな手段はあり得ると思いますし、工夫の余地もあると思います。しかし、この表示といいますか、危険性まで全部周知徹底するようにさせるとか、ちょっとと不可能なわけですね。そうしますと、児童の利用を完全に防止するということまでは、なかなか期しがたいということがあろうかと思いまます。そういうことで、不正誘引を禁止する利用者規制を設けたわけであります。

それから、先ほど水島委員にもお答えいたしましたけれども、いろいろ今まで教育啓発とか自主規制をやってきたわけですが、結果として、出会い系サイトの利用を機に凶悪な犯罪に巻き込まれるという事例もふえてきている。そうすると、やはりそこは、単に禁止ということだけではなくて、これは子供だけを罰しようというわけではありません。だれもがこういう危険性のある行為をしてはならぬということで、一般的な禁止を定立して、そこに一般的な形で刑罰を科していく。子供の保護というのは、先ほどから御議論になっておりますように、別途、少年法等の適用によってやっていこう。こういう仕組みになつておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○増田委員 私の今の質問は、児童に対しては罰則を設けなくても十分効果があるんじゃないかという質問だったんですが、効果の問題よりも、根本的には筋論として、いわば知らない人についている点でいけませんよということなんだと思いましてはいけませんよということなんだと思います。そういう、知らない人についててはいけませんよ

童を保護することが目的であります。

凶悪犯罪につながる可能性もあるんですが、例として多いのは児童買春そのものですね。であれば、やはり児童買春をする側、買う側に対する取り締まり、罰則、そういったところを中心に、さらには社会全体の、あるいは地域の環境、そういった総合的な施策によって、そういう事件に至らないよう、政府を挙げて取り組んでいくことが筋であって、教育啓発というのがその中でも非常に重要だと思うのです。

大人たちがさまざまなかたちで努力と工夫を重ねて児童を保護していかなければならない。それがうまくいかないときの責任を、大人たちが一部責任を放棄して児童に対して責任を負わせる形、罰則を与えるということで児童に対して責任を問うといふのは、大人社会の責任放棄じゃないかと思うんですけども、この点、いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 確かに、そういういろいろな手法の手段、刑罰に至らない、よりいわば間接的な手法で子供をこういう場に近づけないことに成功すれば私はそれはいいんだろうと思うのです。

ただ、今、児童買春そのものを取り締まるということをおっしゃいましたけれども、この強烈な手法は、児童買春、児童ポルノ法というのをやっていただきましたね。あれはやはり日本の法律の中では画期的な法律だと思うのです。

つまり、子供をいわゆる買う方、管理売春や何とかは今までいろいろあれされたりました、が、買う方、買うことそのものが犯罪であるという法律を、子供の場合にはそだだという規範を定立てて、実際それで取り締まられている人がたくさん出てきているわけですから、相当強烈な手段を用意しました。まだ十分取り締まれているかどうかは私もわかりません。暗数も随分あるんでしょ。

しかし、相当な手段をつくついていたいたいし、

また今も議員立法で改正の議論をだんだんとしていることになるんだろうと思いますが、他方で、こういう問題が、ああいう法律ができるからじゃないかという思いがするわけあります。

○遠増委員 では、時間ですので終わります。

○青山委員長 次に、石井郁子さん。

○石井(郁)委員 日本共産党的石井郁子でございます。

私は、この法案の質疑に当たりまして、子供の権利、子供の保護という観点からずっとただしてまいりました。これまで政府からいろいろ御説明、大臣の御答弁もいただいておりますので、きょうは、確認的な質問ということで何問かさせていただきたいと思ってます。

もう既に今お話をありましたように、児童買春禁止法では、子供は被害者である、買う大人の側が問題であるということで、子供には加罰されないということと、子供の権利がちゃんと明記されるということだったと思うのです。

問題は、この法案は、要するに書き込みのサイトに大変いろいろな不正なというような書き込みがあるということで、買春等の犯罪被害から児童を防止するために、サイトの書き込みというそ段階で規制をするという御説明だと思うんです。

私は、まだ行為に及んでいない、要するに書き込みをしただけ、実際そこから何が起こるか全然まだわからない、いたずら心で書いている子もあるかもしれないというようなことを含めまして、御説明で、前段行為の段階で規制をする、処罰の対象にするというのは、いかにも過剰規制ではないのかということは、はづとねぐえないわけです。

改めてこの問題、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほど水島委員にお答えしたこ

とと重複しますけれども、私は三つ申し上げています。一つは、そこに自分が書き込んでいたり書かれていたり書かれていく。あるいは、だれかがこういう子がいますよといつて書き込んでいく。それは、児童買春だけでなくて、場合によれば殺人に至るような危険性をはらんでいる行為であるということ。それから第一番目に、性的商品化を助長するおそれが非常に高い。それから三番目に、あの子もやっているんだからというようなわざ誘引になる。こういう二三つを挙げておりますけれども、インターネットを利用する子供たち一般に対して、私はこれは危険性をはらむ行為だと思います。

今委員がおっしゃったことは、児童との性交とかあるいは対価を伴う交際というのは、それ自体は犯罪ではないじゃないか、だけれど、そのいわば前段階みたいなものを罰するのは投網をかけ過ぎじゃないかということであるかと思いますが、前段階ということではなくて、インターネットを利用して子供たちに対する危険性ということに私は着目しているわけであります。

○石井(郁)委員 そういう御説明なんですねけれども、しかし、いかにも、誘引行為、一行か二行かの書き込みで処罰、加罰ということはちょっとやり過ぎではないかというのはどうしたって、これは平行線かもしませんけれども、私はやはりやるべきではないという立場でございます。

具体的な例で一つ伺っておきたいんですけども、二〇〇一年九月に中国自動車道での少女監禁致死事件がございました。その判決ですけれども、ここでは、被害者である少女が出会い系サービスであるツーショットダイヤルに電話をしたところでの落ち度というのが問われているようなんですね。それで、この少女は死んでいるわけでありますので、先ほどおっしゃったような御懸念はむしろ減っていくんじゃないかなと私は思うのです。

私は、まだ行為に及んでいない、要するに書き込みをしただけ、実際そこから何が起こるか全然まだわからない、いたずら心で書いている子もあるかもしれないというようなことを含めまして、御説明で、前段行為の段階で規制をする、処罰の対象にするというのは、いかにも過剰規制ではないのかということは、はづとねぐえないわけです。

改めてこの問題、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○谷垣国務大臣 先ほど水島委員にお答えしたこ

の側が問題ありということでこんな判決になつてゐるということがありますので、私は、この法律ができれば一層こうした傾向が進みやしないかと、いう危惧を持っておりますので、これはぜひ大臣から、かかるべく御答弁いただければと思います。

○谷垣国務大臣 今お引きになつた判決、これは裁判所が出された判決ですから、警察を管理する立場にいる私が、判決がいいとか悪いとかコメントするのではなくんだろうと思います。

しかし、この法律ができますと、いわゆる事業者、インターネット異性紹介事業の利用を防止する措置がつくられているわけですね。だから、そもそも児童がこういう場に、出会い系サイトに接触していく、接近していく機会そのものが減少するんだろうと思います。

それから、この法律では、事業者や児童の保護者、それから国とか地方公共団体に対しても、それぞれ、その立場に応じた責務というものを規定しておりますので、先ほどから御説明のような広報啓発とかあるいは保護者の指導といった取り組みで、児童の側も、こういうインターネット異性紹介事業を利用してはならない、不正誘引をしてはならないという規範が少しずつ定着していくことを私は期待しております。

この法律によって御懸念のような事件が大幅に減少することが期待できるのじゃないかと思っておりますので、先ほどおっしゃったような御懸念はむしろ減っていくんじゃないかなと私は思うのです。

○石井(郁)委員 そこまでにしておきますけれども、この法案の前提に、要するに、書き込みをするのは圧倒的に子供の側だ、少女の側ですと、いうことがずっと言わされましたよね。これは「出会い系サイト」を利用した児童買春事件の状況」という中で、きっかけの圧倒的多数は女子児童からの勧誘です、九割ですということがずっと根拠にされてきたんですね。それでも、私は、この問題はもう少し立ち入って見る必要があるんじゃないかなと。

例えば、よく言われるよう、女子中高生が書き込みをしているけれども、それは本当に本人が自發的というか、本人の意思からやったものか、それとも第三者がバックにして書き込ませているかもしれないとか、今の社会でいえばそこまであるでしようということが一つ。

それから、書き込みをする子供自身が本当にどういう背景から、どんな要因、環境からそういう書き込みという行為に走つているのか。子供の側の書き込みの状況とか、これ自身は調べられたことがあるんだろうかといふことが一つ。いろいろ調査を見ても出てこないんですね。結果として、圧倒的に女の子ですか、女子がやってます、これだけでは余りにも表面的過ぎると言わなければなりません。

○谷垣国務大臣 ちょっと、今委員のおっしゃつたことで私の認識と違いますのは、九十一・何%がむしろ子供の側から書き込んでいるといいますのは、いわゆる出会い系サイトを利用した書き込みといいますか、利用のペーセンテージを申してあるわけではありませんで、これをきっかけに犯罪に巻き込まれた件がございます。そういう場合にどうちから書き込んでいるかという調査で、九割以上が子供の側から書き込んでいた。

一般の利用から見ますと、そんなに、子供の側の書き込みが九十何%に及ぶわけではありません。むしろ、子供の側から書き込むと危険性が高かったことに私は衝撃を受けたというふうにこれまでの委員会でも答弁させていただいているわけです。

それから、あとは何でしたか。(石井(郁)委員「書き込みをする子供の心理」と呼ぶ)これは、実はこの間も、多分水島委員でしたか、その答弁で申し上げたことでありますけれども、警察も、これはなかなか、網羅的に調べると申しましても、警察のようなところにそういう子供たちが通常接触してくれることも必ずしも多くないんですが、実際に子供と、そういうことで困った子供たち、いろいろな困った状況に巻き込まれている子供た

分のことに関する御質問だと思いますが、これは、要するに会員にあてられたメールでございまして、会員相互の連絡というものではないという意味で、相互に連絡するメールに該当しないというふうに御説明を申し上げたところでございます。

○保坂(展)委員 ちょっとまだ答弁が足らないよう思います。

これは、出会い系サイトが、いわゆる通常の形で会員制をとっている、それは、いわゆる会員制といつても非常に幅広い枠なんですけれども、そのこと矛盾しないかどうかということを聞いたんです。

もう一つ聞きますけれども、今度は、メールマガジン、マーリングリストでは、どういう形状だったら該当するということになるんでしょうか。「通常該当しない」というふうにみんな書いてありますけれども、通常じゃないものというのはどういうことを要件としているんですか。

○瀬川政府参考人 メールマガジンやマーリングリストの中の個々のメールをだれもが閲覧できるようにしているもので、その書き込みを公衆が閲覧することができる状態に置いてこれを伝達するものであるというふうに評価できるようなものであること、そして、こうしたメールマガジンやマーリングリストの共通の掲示板上に部外者が書き込みをしている場合であって、そのマーリングリスト等に参加している者や部外者が相互に連絡できるようないいふうなものというふうな要件もございますが、インターネット異性紹介事業に該当し得る場合も考えられるということございます。

○保坂(展)委員 やはり、水島さんのお話もありましたがけれども、メールマガジンやマーリングリストは入りませんというふうに私どもは説明を受けてきました、入らないのかと、普通はそれ以上のこととは考えないわけですね、いろいろな法案がありますから。しかし、よくよく、細かく見てい

くと、今言われたように、入る場合もあるということがこの見解でもやはり明らかになったと思うのです。

さて、さきの質問で、私自身も、どうなっていますよ。十七歳の女の子と結婚したい三十歳男にとって、対價性があるだろうというふうにお答えになつた。そこでしたけれども、逆に、僕と結婚を前提につき合ってくれる女の子を探したいと言えば、これは対價性があるだらうというふうにお答えになつた。

それで、隠語的なものを、サイトなどで結婚がどうなっているということであれば、これは状況を見てというようなことになります。その後、年収を示したり、金融業で離婚歴があるけれども、そういう条件をつけた場合にどうかと言つたら、これは当たらないと言われたり、ちょっと答弁がおかしかったなどと思うんですが、整理されましたでしょうか。

○瀬川政府参考人 前回の委員会におきまして、結婚しようという誘引につきましては、その結婚というのは、社会通念上の結婚を意味するということを前提に、通常は不正誘引に該当するものではないというふうにお答えをいたしました。それから、結婚を前提としてつき合おうという誘引につきましても、通常の社会通念で判断いたしますれば、それは不正誘引に該当するものではございません。

説明が不十分だったかもしれません、私がそのとき御説明申し上げたかったのは、いずれの場合にも共通だらうと思いますけれども、このようない文言が、例えば結婚という言葉がそのサイトにおいて特別な意味を持つ、例えば児童を性交等の可能性もあるということを申し上げたわけあります。

いずれにいたしましても、この六条の要件に該

当するかどうかというのは、その際にも御答弁申

し上げたと思いますが、そのサイトの全体の状況や書き込みの状況等の事実関係を見きわめた上で、個別の事例に即して具体的に判断されるべきものと考えております。

○保坂(展)委員 重要なところで、時間が非常に限られてまいりましたので、三人の方にぜひ続けて答弁をいただきたいんですね。

これは、私、もう指摘だけになると思いますが、隠語というのはまことに思いますが、隠語といふのは、というのは、これは外的な事実、つまり書き込みですから、行為を处罚じやなくて、不正誘引は書き込みですから、文章です。文章の中に、例えば、結婚あるいは交際あるいはモデル募集とか、そういうさまざまなもののが隠語的に響くかどうかということまで問題にすると、外的な事実かどうかが处罚対象じゃなくて、いわゆる心の中の本音、どういう心を持っていたかということが处罚対象になりかねないということと、例えばモデル募集、十代の女の子とやつただけでも引っかかるのかというような誤解、私は、それはこの法律を逸脱していると考えているんです。

○有富政府参考人 今、先生から通信の秘密の関係について御質問がありましたけれども、通信の秘密もたびたびのお話でございますが、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する。通信が人間の社会生活にとって必要不可欠な

ことと、この法律については、立法意図はしっかりとわかります。わかりますけれども、しかし、かなりかちっとしたガイドラインをつくつてしましても、通常の社会通念で判断いたしますいかということで、これは、最後に大臣にお願い

したいんですけども、総務省にせつかりていいんだでありますけれども、秘密という部分で局長にも来ていただいています

ので、続けてお答えいただいた上で、大臣の見解を伺つて終わりたいと思います。

○清水政府参考人 法案の趣旨が、いわゆる出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手にする

相手方とするようなことを意味するというふうな使い方をしているようなものであれば、その全

ての状況から判断して、それは不正誘引に該当す

る可能性もあるということを申し上げたわけであ

ります。

したがつて、そうした行為が行われているサイ

ト申しますか、それを運営している人が、いわば無用な混乱を起こしたり、あるいは無用に腰が引けたりというようなことがあってはいけないわけ

でして、それぞれの事業者から見て、その個々のサービスが今回の法案のケースの場合にどう当たるのかということが、まず第一にわかりやすくなっていなければいけないということ。

それから、このガイドライン作成のときには、当然、総務省としても、やはりその事例が具体的になつておりますけれども、これもまたむしろ無用な混乱を引き起こしかねませんので、そのあたり、わかりやすいこと、それから具体的であることというような点を中心に行つてまいる所存でございます。

○有富政府参考人 今、先生から通信の秘密の関係について御質問がありましたけれども、通信の秘密もたびたびのお話でございますが、個人の私生活の自由を保護し、個人生活の安寧を保障する。通信が人間の社会生活にとって必要不可欠な

ことと、この法律については、立法意図はしっかりとわかります。わかりますけれども、しかし、かなりかちっとしたガイドラインをつくつてしまつても、通常の社会通念で判断いたしますいかということで、これは、最後に大臣にお願い

したいんですけども、総務省にせつかりていいんだでありますけれども、秘密という部分で局長にも来ていただいています

ので、続けてお答えいただいた上で、大臣の見解を伺つて終わりたいと思います。

○清水政府参考人 法案の趣旨が、いわゆる出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手にする

相手方とするようなことを意味するというふうな使い方をしているようなものであれば、その全

ての状況から判断して、それは不正誘引に該当す

る可能性もあるということを申し上げたわけであ

ります。

したがつて、そうした行為が行われているサイ

ト以外に、当然、健全なサイトというものが大

きに近いものもいけないけれども、幅広いん

が交錯するところに立たせられた児童の健全育成をいかにして実現するか。それが、本法案に關し、当委員会に課せられた課題であります。

本法案は、いわゆる出会い系サイトの児童による利用について、児童の保護のために、一定の誘引行為を行った児童本人にも刑罰を科することと放棄して児童に過大な責任を求めるものであり、賛成できません。

高度情報通信社会において個人や社会を守るには、個人に対しても高い倫理性とより強い精神力が求められるのであり、罰則で縛ることよりも教育啓発こそが重要であること、児童に対しては特にそうであることを指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○青山委員長 石井郁子さん。

○石井(郁)委員 私は、日本共産党を代表して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案によって、出会い系サイトで売買春等の誘引の書き込みをしただけで児童に罰則が科せられるのは、児童を保護するという法律案の目的に矛盾すると言わざるを得ません。児童買春など本来児童が被害者として扱われるべき諸犯罪において、誘引行為を切り離して児童を処罰の対象にすることは、犯罪に巻き込まれるのは児童にも落ち度があると、児童にも責任をかぶせようとするものです。これは、児童買春はあくまで児童を買った大人の責任とする児童買春禁止法や子どもとの権利条約、ストックホルム宣言などの画期的な精神を後退させるものであり、容認できません。本来は児童を問題行動に追い込んでいる環境や風潮をつくり出している大人の責任こそが問われるべきであり、本法案第九条で事業者に対しては児童の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止措置を努力義務にとどめているのは、大人の責任をあい

まいにしていると言わざるを得ません。

また、規制対象の定義は範囲が広過ぎるのである利用について、児童の保護のために、一定の誘引行為を行った児童本人にも刑罰を科することと放棄して児童に過大な責任を求めるものであり、賛成できません。

高度情報通信社会において個人や社会を守るには、個人に対しても高い倫理性とより強い精神力が求められるのであり、罰則で縛ることよりも教育啓発こそが重要であること、児童に対しては特にそうであることを指摘し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○青山委員長 保坂展人さん。

○保坂(展)委員 私は、社会民主党・市民連合を代表して、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に反対の討論を行います。

いわゆる出会い系サイトを利用した児童犯罪被害の現状や、これを利用した児童が被害者となる事件の状況、あるいは携帯電話から簡単にアクセスできるこれらの現状には看過できないものがあると考えております。したがって、このような出会い系サイトを利用した子供の売買春の勧誘行為をしない、させないという取り組みが必要なことと考えております。しかし、今回の法律案では、児童を加罰の対象といたしました。

日本は、九六年の第一回の子供の商業的性的擡取に反対する世界会議に参加をし、ストックホルム宣言、行動綱領に賛同し、九九年には児童買春禁止法を施行し、二〇〇一年に国内行動計画を策定、そして第二回世界会議を横浜において主催しております。

これらの歩みの中では、子供の買春が子供の人権侵害として許されないものであり、子供の性を

守ることによってその生育環境及び発達の状況を十分に考慮するとともに、児童の権利に関する条約に

基づき、児童の最善の利益が図られるよう努めること。

一 本来、児童買春とは、買春する側の大人の

責任であることを強く認識し、本法第六条に違反した児童の処遇にあっては、児童の心身

の状況、その置かれている環境等に応じた相

談、指導等必要な保護の体制の充実強化に努めること。

一 本法による規制が、憲法に保障されている

通信の秘密等の基本的人権を侵害することのないよう十分に配慮するとともに、その運用

に当たっては、職権が濫用されることのないよう厳に留意し、IT社会の進展の妨げとな

しかし、今回の政府案は、さらに出会い系サイトの定義が非常に広く、ユーザーの書き込みの内容によって過剰な規制になるおそれがあります。

またいま議題となりましたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に対する附帯決議案につきましては、内閣提出の議論が整っていないということを感じさせます。ぜひ、このような法律が、インターネットのためにも、定義や職権について一層の明確化が求められることを指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

提出者から趣旨の説明を求めます。水島広子さん

○水島委員 民主党的水島広子でございます。

ただいま議題となりましたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に対する附帯決議案につきまし

て、自由民主党、民主黨・無所属クラブ、公明

党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、その趣旨を御説明申し

上げます。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各

位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際案文の朗読をもって趣旨の説明

念ながら、そのようなことにはなっておりません

でした。

したがって、子供を加罰対象にしたこと、ネット社会の進展を妨げる危険があることなどから反対の意思を表明し、私の討論を終わります。(拍手)

○青山委員長 これにて討論は終局いたしました。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各

位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際案文の朗読をもって趣旨の説明

にかかることがあります。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律案に対する附帯決議案につきましては、既に質疑の過程において委員各

位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際案文の朗読をもって趣旨の説明

にかかることがあります。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各

位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際案文の朗読をもって趣旨の説明

にかかることがあります。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて配慮すべきである。

一 児童が保護育成の対象であることにかんが

み、その生育環境及び発達の状況を十分に考

慮するとともに、児童の権利に関する条約に

基づき、児童の最善の利益が図られるよう努

めること。

一 本来、児童買春とは、買春する側の大人の

責任であることを強く認識し、本法第六条に

違反した児童の処遇にあっては、児童の心身

の状況、その置かれている環境等に応じた相

談、指導等必要な保護の体制の充実強化に努めること。

一 本法による規制が、憲法に保障されている

通信の秘密等の基本的人権を侵害することのないよう十分に配慮するとともに、その運用

に当たっては、職権が濫用されることのないよう厳に留意し、IT社会の進展の妨げとな

らないよう努めること。

○青山委員長 [賛成者起立] 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○青山委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、馳浩さん外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党の共同提

一 インターネット異性紹介事業者に対しても
インターネット異性紹介事業の利用に起因す
る児童買春その他の犯罪行為により児童が心
身の被害を受けるおそれがあることを明示す
るよう指導すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し
上げます。

○青山委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし
た。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し
上げます。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○青山委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、谷垣国家公安委員会委員長から発言を
求められておりますので、これを許します。谷垣
国家公安委員会委員長。

○谷垣国務大臣 ただいま御決議のありました附
帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し
て努力してまいります。(拍手)

○青山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○青山委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○青山委員長 次回は、公報をもってお知らせす
ることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

平成十五年五月二十三日印刷

平成十五年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者

国立印刷局

B